

放課後児童クラブ利用調整表

令和5年10月改訂

児童名		学年:	年生	利用区分:	常時	長期	記入日:
基本点数(A・B) ※該当するものうち最も得点の高い1項目のみ選択							
項番	大区分	中区分	小区分	父(A)	母(B)	職員記入欄	
1	(外勤・自営・就学) (職業訓練学校含む)	外勤・就学・ 自営業(宅外)  *1 休憩時間含む *2 入会日時点での 予定含む	週に40時間以上	30	30	判定点	父(基本A)
			週に35時間以上～40時間未満	27	27		
			週に30時間以上～35時間未満	24	24		
			週に24時間以上～30時間未満	21	21		
			週に16時間以上～24時間未満	18	18		
			16時間未満は入会要件外(週4日×4時間以上)				
		自営業(宅内)  *1 内職等含む *2 住所地と勤務地 が同一地番	週に40時間以上	28	28	加点(C)	
			週に35時間以上～40時間未満	25	25		
			週に30時間以上～35時間未満	22	22		
			週に24時間以上～30時間未満	19	19		
			週に16時間以上～24時間未満	16	16		
			16時間未満は入会要件外(週4日×4時間以上)				
2	出産	出産の前後	産前8週間・産後8週間		21	減点(D)	
3	保護者 の 疾 病	保護者の入院	おおむね1か月以上	30	30		
		自宅療養	常時安静	24	24		
			軽度の家事	18	18		
			身体・精神1・2級、療育A のいずれかを所持	30	30		
			身体・精神3・4級、療育B1 のいずれかを所持	24	24		
身体・精神5・6級、療育B2 のいずれかを所持	18	18	合計 (A+B+C-D)				
4	し 同 居 又 は 長 期 の 入 介 院	入院付き添い	常時介護・看護の付き添い	27	27		
			その他	18	18		
		自宅・通院	常時介護・看護	24	24		
			その他	18	18		
5	災害	火災等による家屋損傷・その他災害復旧作業に従事する場合		30	30		
調整点・加点(C) ※重複可							
6	児童学年加算	1年:50点 2年:45点 3年:40点 4年:20点 5年:5点 6年:0点				備考	
7	生活保護受給世帯 (就労・就学要件で申込みのとき)			10点			
8	生活保護受給中のひとり親世帯及びそれに準ずる世帯 (就労・就学要件で申込みのとき)			51点			
9	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯 (就労・就学要件で申込み、自立促進が必要なとき)			41点			
10	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯 (就労・就学要件以外で申込みのとき)			36点			
11	保護者の育休・産休明け (雇用契約が継続すること・保育は生後57日目から)			1点			
12	きょうだいと同時に利用申請を行った場合			2人目以降 人数×5点			
13	保護者が町内の認可教育・保育施設、放課後児童クラブにて業務に従事(予定含む)する場合			週勤務時間 ×2点	週勤務時間 ×2点		
14	保護者が町外の認可教育・保育施設、放課後児童クラブにて業務に従事(予定含む)する場合			週勤務時間 ×1点	週勤務時間 ×1点		
15	その他町長が特に保育の必要性が高いと判断した場合						
調整点・減点(D) ※重複可							
16	65歳未満の祖父母が児童と同居している場合 *			-15点			
17	申請締切日時点で保育料の滞納(過去に在籍していたきょうだいも含む)がある場合			滞納月数×-5点			

\* 祖父母が就労(外勤)・疾病・障がい・要介護等により、児童の監護が難しいと判断される場合、減点は適用しない。

■世帯の合計点数が高い児童から利用調整を行い、合計点数が同点の場合は、次の順序により優先順位を決定する。

- ①:ひとり親家庭である
- ②:きょうだいの入所人数が多い
- ③:世帯内に未就学児童が多い
- ④:世帯内の未就学児の合計年齢が低い
- ⑤:調整点(C)の高い世帯
- ⑥:減点(D)が少ない世帯
- ⑦:町民税合計額が低い
- ⑧:保護者の能勢町在住年数の合計が長い
- ⑨:未就学児を除く世帯内の人数が少ない
- ⑩:公開抽選により決定